

旭丘高校吹奏楽部OB会 規約

第1章 名称・目的等

(名称)

第1条 本会の名称は、旭丘高校吹奏楽部OB会（以下、「本会」という）とする。

(目的等)

第2条 本会は、次に定める事項を目的とする。

- ① 旭丘高校吹奏楽部（以下、「部」という）の卒業生同士の親交を深めること。
- ② 部の卒業生と現役部員との交流を促進すること。
- ③ 部の活動を援助すること。
- ④ その他、上記に関連する一切の事項。

2 本会は、会報の作成、会員名簿の作成、同窓会の開催のほか、前項の目的に即した活動を行うものとする。

(会員)

第3条 本会の会員は、部の卒業生全員とする。

第2章 運営機構

(役員会)

第4条 本会の運営は、役員会がこれを行う。

(役員)

第5条 役員会は、名誉会長1名、会長1名、副会長若干名及び第7条に定める各委員会の委員長によってこれを構成する。

- 2 役員は、役員会を通じて本会の重要な業務を執行するものとする。
- 3 役員は、役員会の審議を経て、会長が指名し、会報で発表する。
- 4 役員の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

(会長)

第6条 会長は、本会を代表するものとする。

第3章 委員会

(委員会)

第7条 本会には、次の委員会を置く。

同窓会等運営委員会 同窓会・現役生交流会等の準備運営等を行う。

広報委員会 会報の作成、ホームページの管理運営等の広報活動等を行う。

名簿管理委員会 会員名簿の管理等を行う。

会計管理委員会 会計の管理等を行う。

2 役員会は、前項に定めるもののほか、必要があるときは、臨時の委員会を設置することができるものとする。

(委員)

第8条 各委員会の委員は、会員のなかから、会長が役員会の審議を経て指名するものとする。なお、会員のうち、大学生、短大生、専門学校生その他の学生（以下、「学生」という）は、いずれかの委員会に委員として所属するものとする。

(正副委員長)

第9条 各委員会には、委員長及び副委員長を置くものとし、その選任は、役員会の審議を経て、会長が指名するものとする。

第4章 会計

(会費)

第10条 本会の会員（学生、受験生を除く）は、運営細則で定める額の会費を拠出するものとする。

2 本会の活動資金は、会員の会費の拠出によってこれを賄うこととする。

(現役部活動援助基金)

第11条 本会は、部の活動資金を援助することを目的として、会費とは別に現役部活動援助基金を設け、会員から拠出された援助金を管理・運用する。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(監査)

第13条 会計管理委員会の委員長は、会計年度の終了後、遅滞なく決算を行い、関係書類を役員会に提出してその監査を受けるものとする。

第5章 その他

(細則)

第14条 本会運営の細部については、別に設ける運営細則によってこれを定めるものとする。

(規約の改正)

第15条 本規約の改正は、役員会がこれを行う。

2 会長は、前項の改正があったときは、会報によりこれを会員に周知するものとする。

附 則

1 本規約は、2006年8月19日から発効する。

2 本規約は、2011年4月1日から改正・施行する。

3 本規約は、2020年4月1日から改正・施行する。

以 上

旭丘高校吹奏楽部OB会 運営細則

第1章 目的

(目的)

第1条 この細則は、旭丘高校吹奏楽部OB会（以下、「本会」という）の運営に関する細部の手続きを定めることを目的とする。

第2章 活動内容

(活動内容)

第2条 本会は、以下の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 会報の作成（原則として年2回、郵送、メール、インターネット等適宜の方法により発行）
- (2) 同窓会の開催（原則として年1回、名古屋で開催）
- (3) 現役部員との交流および活動資金等の援助
- (4) その他、旭丘高校吹奏楽部OB会規約（以下、「規約」という）第2条第2項に定める本会の目的に即した活動

第3章 役員会

(招集・開催)

第3条 すべての役員は、単独で役員会の招集を行うことができる。

- 2 会長は、本会の業務を執行するため、1年に1回以上役員会を招集しなければならない。

(決議方法)

第4条 役員会の決議は、全会一致による。

(会員への報告)

第5条 役員会は、1年に1回、会員に対して活動報告及び会計報告を行わなければならない。

第4章 委員会

(委員会の行う事務)

第6条 規約第7条の各委員会は、同条記載の事務及び会長の指示する事務を分担して行なうものとする。

(委員長・副委員長の選任)

第7条 各委員会の委員長および副委員長は、原則として、各委員会に所属する学生の委員から選任するものとする。

第5章 会費等の拠出及び管理

(会費の額)

第8条 本会の会費の額は、年1000円とする。

(会費の管理)

第9条 抛出された会費については、会計管理委員会がこれを管理するものとする。

(現役部活動援助基金)

第10条 会員のうち抛出の意思のあるものは、本会对し、旭丘高校吹奏楽部(以下、「部」という)の活動資金を援助する目的で、資金の抛出を行うものとする。

(現役部活動援助基金の管理及び運用)

第11条 前条により抛出された資金は、現役部活動援助基金として、会計管理委員会が会費と区別してこれを管理するものとする。

2 部から本会に活動資金援助の要請があった場合には、会長が部顧問と協議した上で、役員会の決議に従って運用するものとする。

第6章 その他

(任期)

第12条 規約に規定する任期の1年とは、毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。

(細則の改正)

第13条 本細則の改正は、役員会がこれを行う。

2 会長は、前項の改正があったときは、会報によりこれを会員に周知するものとする。

附 則

1 本細則は、2006年8月19日から発効する。

2 本細則は、2011年4月1日から改正・施行する。

3 本細則は、2020年4月1日から改正・施行する。

以 上